

岩手県告示第859号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり実施する。

平成20年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の期間及び場所

(1) 期間 平成21年2月2日から平成21年2月24日まで

(2) 場所 胆沢郡金ヶ崎町六原 岩手県立農業大学校

2 対象家畜の種類 牛

3 講習人員 概ね20人

4 受講手続等

(1) 受講手続 受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和35年岩手県告示第328号）第6条に規定する書類を平成21年1月9日までに最寄りの広域振興局等の農政担当部に提出すること。

(2) 受講者の決定 受講希望者について、所要の審査を行い当該希望者に受講の諾否を通知する。

5 その他 本講習会は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会について、家畜体内受精卵移植に関する講習会を部分的に開催するもので、牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者を対象とする。詳細については、最寄りの広域振興局等の農政担当部に問い合わせること。